

用語解説

＝あ＝

□ 遺伝子組換え技術

作物の遺伝子に、違う生物の細胞から抽出した遺伝子を組換え、新たな性質を持たせること。GMともいう。有機農産物の有機JAS規格のほか、有機農業推進法でも、遺伝子組換え技術を利用しないことが有機農業の条件となっている。道では、GM作物と在来種との交雑を防止するため、「北海道遺伝子組換え作物の栽培における交雑等の防止に関する条例」を平成17年に制定し、GM作物の一般ほ場での栽培を規制している。

□ SDGs（エスティージーズ：持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成される。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

□ 温室効果ガス

太陽から地表にとどいた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。GHG(Green House Gas)ともいう。温室効果ガスの適度な温室効果により地球の生態系が保たれる一方、人間活動によって増加した温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）は、地球温暖化の原因と考えられている。

なお、令和2年(2020年)の我が国の温室効果ガス排出量のうち、農林水産分野からは3.9%を占める。（「温室効果ガスインベントリオフィス」のデータを元に農林水産省算出）

＝か＝

□ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体として実質ゼロとすること。ゼロカーボンとも言う。北海道では、2050年までに道内の温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を長期目標に掲げている。

□ 化学的に合成された肥料

鉱物などの無機物を原料とした肥料。有機農業ではこれを使用せず、動物の糞などの有機資材を堆肥化した有機肥料や他の天然の資材が施肥される。

＝さ＝

□ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

□ 生物多様性

生態系や生息環境などに様々な生物が相互関係を保ちながら存在していること。生態系（森林・湿地・湖沼など）、種（動物、植物、微生物など）、遺伝子（ある種の中の個体差）の3つの視点から説明されることが多い。

＝た＝

□ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

平成 22 年(2010 年)4 月に 22 の道立試験研究機関が統合した道出資 100% の地方独立行政法人。産業分野別に 6 つの研究本部があり、農業研究本部には、5 農業試験場（中央・上川・道南・十勝・北見）及び酪農試験場、畜産試験場、花・野菜技術センターの 8 つの試験場がある。

□ 土壤への炭素貯留

農地に施用される堆肥や綠肥、農作物の残渣等の有機物は、多くが微生物により分解され CO₂ として大気中に放出されるが、一部が分解されにくい土壤有機炭素となり長期間土壤中に貯留される。堆肥や綠肥等の施用による土づくりを通じた土壤への炭素貯留の促進は、農林水産省地球温暖化対策計画において、農地土壤炭素吸収源対策に位置付けられている。

＝な＝

□ 農薬

農作物を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤。農薬取締法では害虫の天敵となる虫も農薬とされており、有機農業でも使える農薬があることから、有機農業で使えない農薬を「化学的に合成された農薬」という場合もある。

農薬は、収穫の減少を防ぎ、労働を軽減するために用いられるが、このことは、農薬を使わない有機農業が、収量減少のリスクがあり、労働が増大する側面があることを示している。

＝は＝

□ 非有機 JAS 有機

有機 JAS 認証を取得していない有機農業。有機 JAS 規格＝有機農業ではなく、有機農業推進法で定める有機農業は、国際水準の有機農業である有機 JAS 規格よりも広い概念のため、「有機 JAS マークのない有機農業」が存在する。有機農産物の名称が使えないこともあり、非有機 JAS 有機の有機農業者は、道内では減少傾向にある。

＝ま＝

□ みどりの食料システム戦略

農林水産省が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和 3 年 5 月に策定した戦略。2050 年までに目指す姿として、農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量をリスク換算で 50% 低減、化学肥料の使用量を 30% 低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%、100 万 ha に拡大などの目標を掲げ、調達から生産、加工・流通、消費における関係者の意欲的な取組を引き出すとともに、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装に取り組むとされている。

このうち、有機農業に係る目指す姿の実現にあたっては、2040 年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立するとしているが、この戦略における有機農業は、「国際水準（＝有機 JAS 規格）以上の有機農業」であることに留意する必要がある。

參 考 資 料

第4期北海道有機農業推進計画の策定経過

第4期北海道有機農業推進計画は、生産者に対する調査や消費者アンケート、道内各地域での意見交換会、さらにはパブリックコメントを通して広く道民の方々のご意見等をお聞きするとともに、学識経験者等で構成される「北海道食の安全・安心委員会」における審議を経て策定しました。

時 期	内 容
令和3年 2月19日～3月19日	消費者向けアンケート調査の実施
7月30日～8月24日	有機農業者の現況等調査の実施
7月27日	令和3年度第1回北海道食の安全・安心委員会 ○「有機農業をめぐる情勢」及び第4期計画の策定スケジュールの報告
8月6日～8月25日	地域意見交換会の開催 ○空知（8/6）、上川（8/11）、十勝（8/16）、渡島（8/25） ※後志、胆振、オホーツクはコロナにより中止
10月19日	北海道食の安全・安心委員会委員による現地視察（新篠津村）
11月16日	令和3年度第2回北海道食の安全・安心委員会 ○素案の諮問、審議
12月17日 ～令和4年1月16日	第4期北海道有機農業推進計画素案にかかる道民意見の募集（パブリックコメント）
令和4年2月15日	令和3年度第3回北海道食の安全・安心委員会 ○案の審議、答申

第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年(2021年)3月策定）抜粋

北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）抜粋
(環境と調和した農業の促進等)

第15条 道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針と展開方向

1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

（3）施策の展開方向

ウ 環境と調和した農業の推進

（ア）環境保全型農業の推進

- 「北海道有機農業推進計画（第3期）」（平成29年3月策定）に基づき、有機農業の拡大を図るため、有機農業への参入・転換の促進や経営の安定化、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保などを推進します。

第4次北海道食の安全・安心基本計画（平成31年(2019年)3月策定）抜粋

北海道食の安全・安心条例（平成17年3月31日北海道条例第9号）抜粋
(農産物の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3部 講じる施策

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

イ 有機農業の推進

◎ 現状と課題

化学肥料や農薬を基本的に使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、YES!clean栽培の取組とともに、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、安全・安心な農産物を求める消費者からも期待が寄せられており、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めていく上で、こうした消費者ニーズに応えていくことが重要であることから、本道の多様な農業形態の一つとして推進する必要があります。

一方、有機農業は、技術面で多くの課題を抱えているほか、有機農産物の販売価格が割高で出荷ロットも小さく販路の確保が難しい状況となっていること、さらには消費者には有機農産物は肯定的に受け止められていますが、有機農業が本来有する機能（自然循環機能の推進、環境負荷の大幅な低減など）について、消費者に十分に理解されていない状況にあることから、有機農業に取り組む農家戸数は伸び悩んでいます。

このため、道では、平成29年3月に北海道有機農業推進計画（第3期）を策定し、この計画に沿って有機農業の普及・推進に努めています。

◎ 施策の目標

生産面では、有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続していくこと、消費面では、有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大していくことを目標に環境保全型農業を先導する有機農業を推進します。

◎ 指標

* 有機農業の取組面積

平成29年度 4,064ha → 6,500ha

◎ 主な取組

<生産面>

● 有機農業技術の開発・普及

○ 道総研と連携し、病害虫に強い品種の開発や緑肥等による地力窒素向上技術、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化等を進めます。

○ 有機農業を行おうとする者が有機農業に関する技術及び知識を習得できるよう、農業改良普及センター等による営農指導や情報提供の充実に努めます。

- 有機農業への参入・定着の促進
 - スムーズな参入が促進されるよう、実例も踏まえ経営指標などの有機農業経営に係る実践的な情報を整理し提供します。
 - 道立農業大学校等の担い手育成機関等と連携し、新規就農希望者や後継者に対し、有機農業に関する講義を実施するなど、有機農業に対する理解が広がるよう取り組みます。
 - 各（総合）振興局単位での有機農業者等による情報交換や研修活動、PR販売会といった消費者との交流など、ネットワーク活動の充実を促進するとともに、全道的な交流会の実施などを通して、有機農業者等の地域を越えた交流を促進します。
 - 有機農業の推進に関する国の各種支援制度の情報を分かりやすく提供すること等により、その効果的な活用を促進します。
- 有機農業を核とした新たな展開
 - 有機農業を志す移住希望者を積極的に受け入れ、移住・定住施策や農村活性化に活かそうとする地域と連携し、その取組を促進します。
 - 有機農産物等を活用した加工・販売等の6次産業化や、有機農業の意義や有機農産物等の価値を伝える食育の取組を促進します。

＜消費面＞

- 販路の確保
 - 有機農業の意義や生産地、生産技術などの情報を、幅広い関係事業者に発信します。
 - 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、生産者と流通・販売事業者等の商談の場の提供など、効果的なマッチングを促進します。
 - 量販店と連携し、店頭での販売を促進し、需要喚起に取り組みます。
- 理解の醸成
 - 道のホームページや啓発資料等を活用し、有機農業に関する情報や多様な価値等について道内外に発信します。
 - 有機農業に対する消費者の理解を深めてもらうため、有機農産物等のPR販売会や農作業体験といったイベントの実施を促進し、生産者と消費者の交流を広げます。

日本農林規格(有機JAS規格)の概要

1 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）概要

（目的）

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的する。

（有機農産物の生産の原則）

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあっては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあっては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

（有機農産物の生産の方法についての基準）【概要】

＜ほ場＞

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないよう管理されたほ場で、は種又は植付け前2年以上の間、規定された肥培管理等の基準に従い農産物の生産を行っていること。

＜肥培管理＞

- ・ 禁止された化学肥料は使用せず、認められた肥料や土を改良する資材だけで土づくりされていること。

＜有害動植物の防除＞

- ・ 害虫、病気、雑草対策は農薬を使用しない方法で管理すること。
- ・ 農産物に重大な損害が生ずるおそれがある場合には、認められた農薬に限り使用することができる。

2 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）概要

（目的）

第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機加工食品の生産の原則）

第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

（有機加工食品の生産の方法についての基準）【概要】

（原材料及び添加物）

- 次に掲げるものに限り使用することができる。
 - * 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物のうち、格付の表示が付されているもの。
 - * 水産物
 - * 食塩
 - * 水
 - * 別に定める添加物

（工程管理）

- 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。
- 原材料は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。
- 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。
- 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
- 製造・加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと

3 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）概要

(目的)

第1条 この規格は、有機飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的する。

(有機飼料の生産の原則)

第2条 有機飼料は、原材料である有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

(有機飼料の生産の方法についての基準) 【概要】

<原材料>

- 次に掲げるもののみが使用されていること。
 - * 格付の表示が付されている「有機農産物」「有機加工食品」「有機乳」「有機飼料」
 - * 有機農産物の基準に従い生産された有機飼料用農産物
 - * 水産物
 - * 農畜水産物の加工品
 - * 食塩
 - * 水
 - * 石灰石、貝化石、貝殻、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土
 - * 天然物質由来の飼料添加物

<工程管理>

- 他の農畜産物等が混入しないよう管理を行うこと。
- 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。
- 放射線照射を行わないこと。
- 原材料及び製造加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤等により汚染されないように管理を行うこと。

4 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）概要

(目的)

第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機畜産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減した飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的欲求に配慮して飼養すること又はこれらの家畜若しくは家きんから生産することとする。

(有機畜産物の生産の方法についての基準) 【概要】

(畜舎又は家きん舎)

- ・ 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。
- ・ 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。
- ・ 品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する構造であること。

(家畜又は家きん)

- ・ 出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であって、出生のときからその家畜を飼養する有機畜産物の認証生産行程管理者により有機飼養されたものであること。

(飼料の給与)

- ・ 「有機畜産用飼料」「天然物質由来のミネラル補給飼料」「化学処理を行っていない魚粉及び藻類」「酵素又は微生物」以外の飼料を給与しないこと。
- ・ ほ育期間中の家畜にあっては、母乳を給与すること。

(健康管理等)

- ・ 適切な飼養管理を行い、傷病に罹患した場合、家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう、治療や処置を行うこと。
- ・ 動物用医薬品は（原則）使用しないこと
- ・ 飼料以外の成長又は生産の促進を目的とした物質を給与しないこと。
- ・ 家畜及び家きんを野外の飼育場に自由に出入りさせること。
- ・ 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。
- ・ 受精卵移植技術、ホルモンを用いた繁殖技術、組換えDNA技術を用いた繁殖技術を用いて繁殖させないこと。
- ・ 家畜又は家きんの排せつ物は、土壤の劣化又は水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。
- ・ と殺は、できる限り家畜又は家きんを意識の喪失状態にし、当該家畜又は家きんの緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。

有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようになるとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（推進計画）

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（有機農業者等の支援）

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（技術開発等の促進）

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者の理解と関心の増進）

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（有機農業者と消費者の相互理解の増進）

第十一條 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査の実施）

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第二百六号）」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第二百六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第二百二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第二百六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第二百二号）」を加える。

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月30日）

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もとい）となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症の蔓延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合（以下「国産シェア」という。）の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機農業に取り組もうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体や農業団体等と連携し、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るために、消費者が更に容易に国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者とが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）
- ② 地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）
- ③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行うことが重要である。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が一括りに推進されることのないよう留意する。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10年後（2030年（令和12年））を目標年として設定する。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009年(平成21年、約1,300億円)及び2017年(平成29年、約1,850億円)の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030年(令和12年)に3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年(令和12年)に210億円と設定する。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017年(平成29年)では約60%(推計値)となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030年(令和12年)には84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合で評価することとし、2017年(平成29年)に17.5%であるこの割合を、2030年(令和12年)には25%に引き上げる取組目標を設定する。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017年(平成29年)には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年(令和12年)には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009年(平成21年)に11.8千人であった有機農業者数を、2030年(令和12年)には36千人に増やす取組目標を設定する。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

第2に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準(以下「国際水準」という。)以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

(1) 有機農業の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるよう努める。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機JAS制度等に関する研修機会を提供することにより、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。

② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るために採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壤専門家の活用や土壤診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携とともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構（農地バンク）の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が国の有機農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品入手できるような環境づくりに努める。

① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機JAS認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

② 有機JAS認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働きかけるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASの制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機JASなど関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

(2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るために、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的・経済的效果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壤条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的效果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域において、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待できることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10年後（2030年（令和12年））を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について隨時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。

環境保全型農業直接支払交付金の概要

1 経過

- 国は平成23年度に、「農地・水・環境保全向上対策」から営農活動支援事業を分離し、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」制度を創設。
- 平成26年度に、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び本対策を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

2 内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援。

(1) 対象者

- 農業者の組織する団体 ····· 複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織
- 一定の条件を満たす農業者 ··· 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において対象活動を行う農業者（市町村が特に求める場合に対象）

(2) 支援対象となる農業者の要件

- ①対象作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ②国際水準GAPを実施していること

(3) 支援対象取組（令和2年度）

- ①全国共通取組
「有機農業」「堆肥の施用」「カバークロップ」「リビングマルチ」「草生栽培」「不耕起播種」「長期中干し」「秋耕」
- ②地域特認取組
「フェロモントラップ」「冬期湛水」